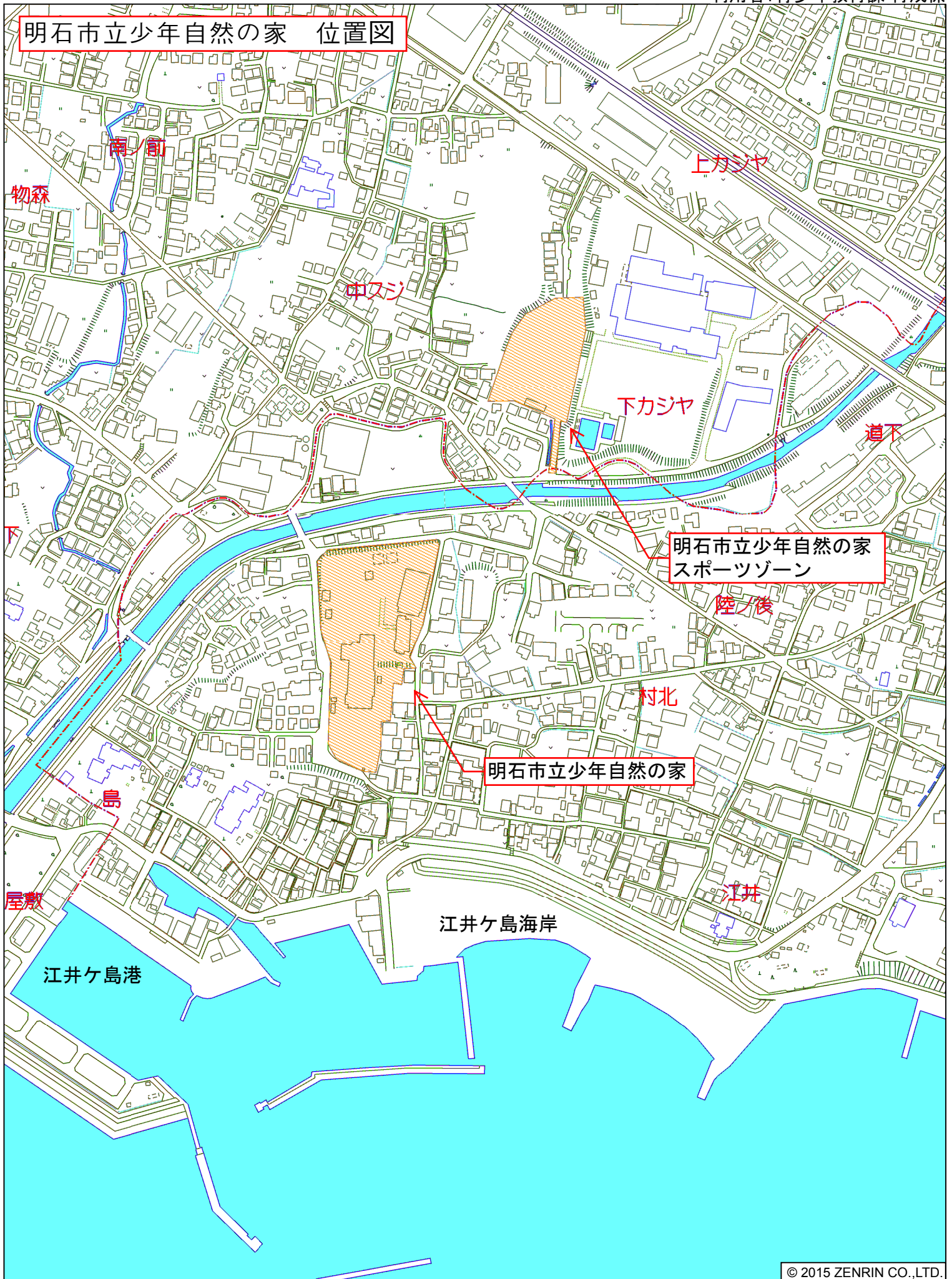
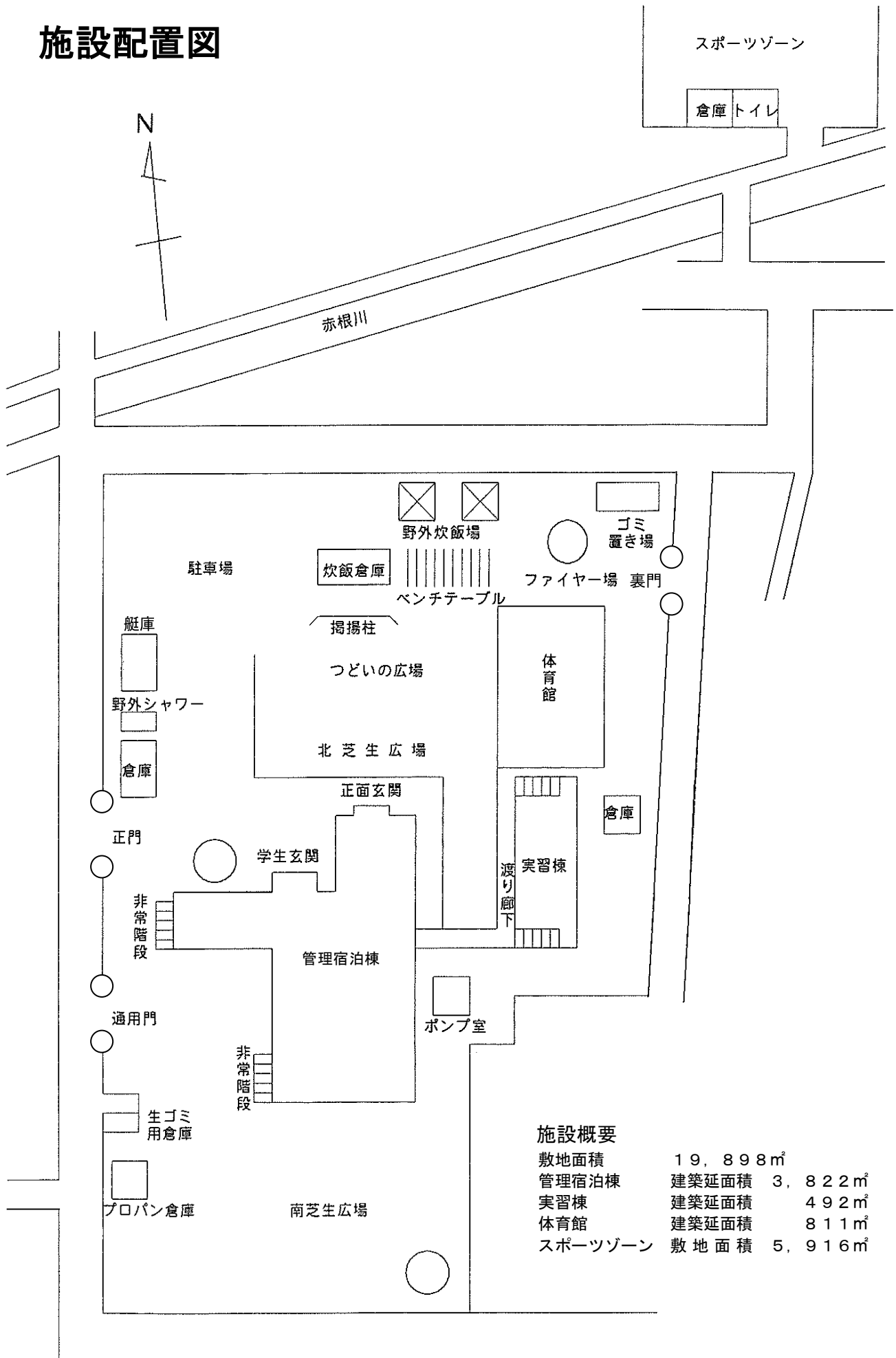


明石市立少年自然の家 位置図



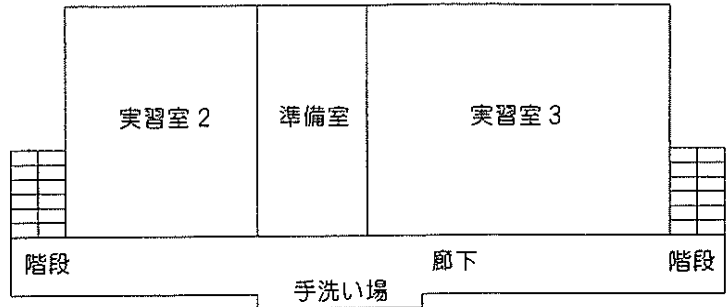
# 施設配置図



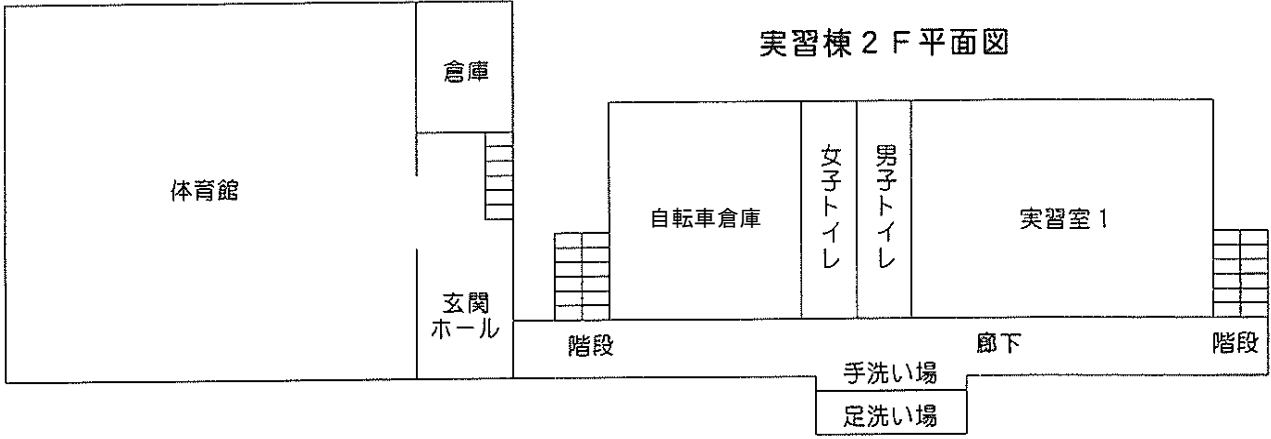
## 施設概要

敷地面積	19,898 <sup>m</sup> <sup>2</sup>
管理宿泊棟	建築延面積 3,822 <sup>m</sup> <sup>2</sup>
実習棟	建築延面積 492 <sup>m</sup> <sup>2</sup>
体育館	建築延面積 811 <sup>m</sup> <sup>2</sup>
スポーツゾーン	敷地面積 5,916 <sup>m</sup> <sup>2</sup>

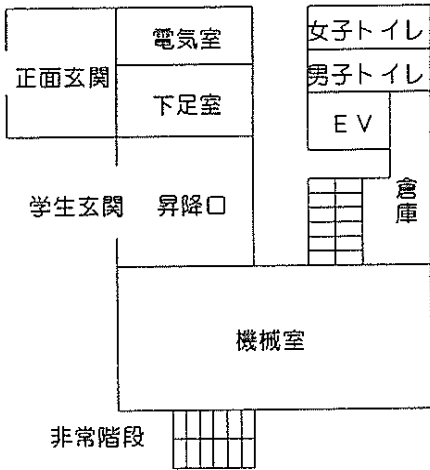
# 管理宿泊棟 実習棟・体育館 配置図



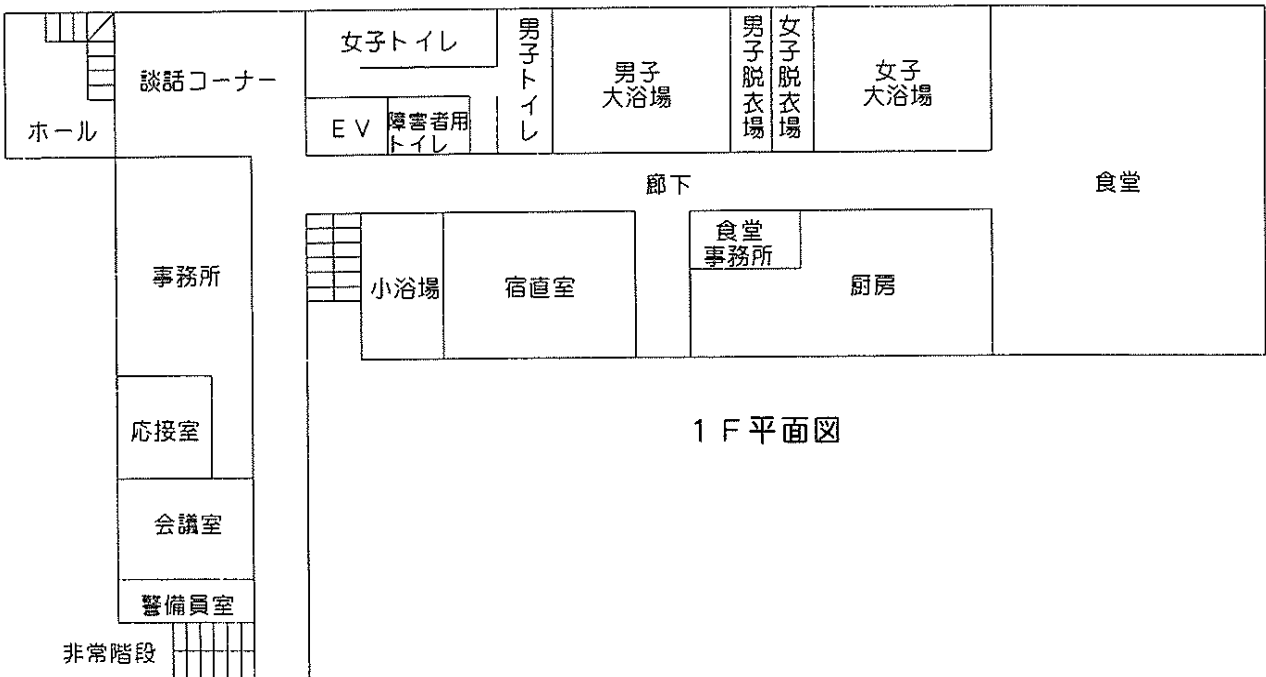
実習棟 2 F 平面図



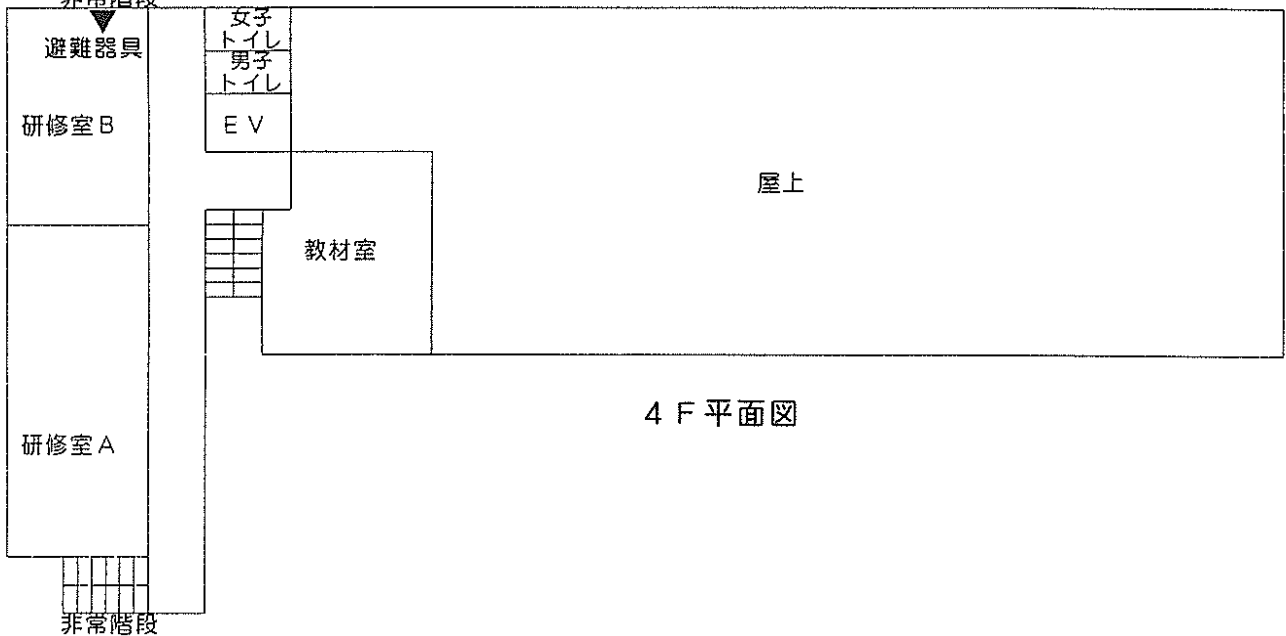
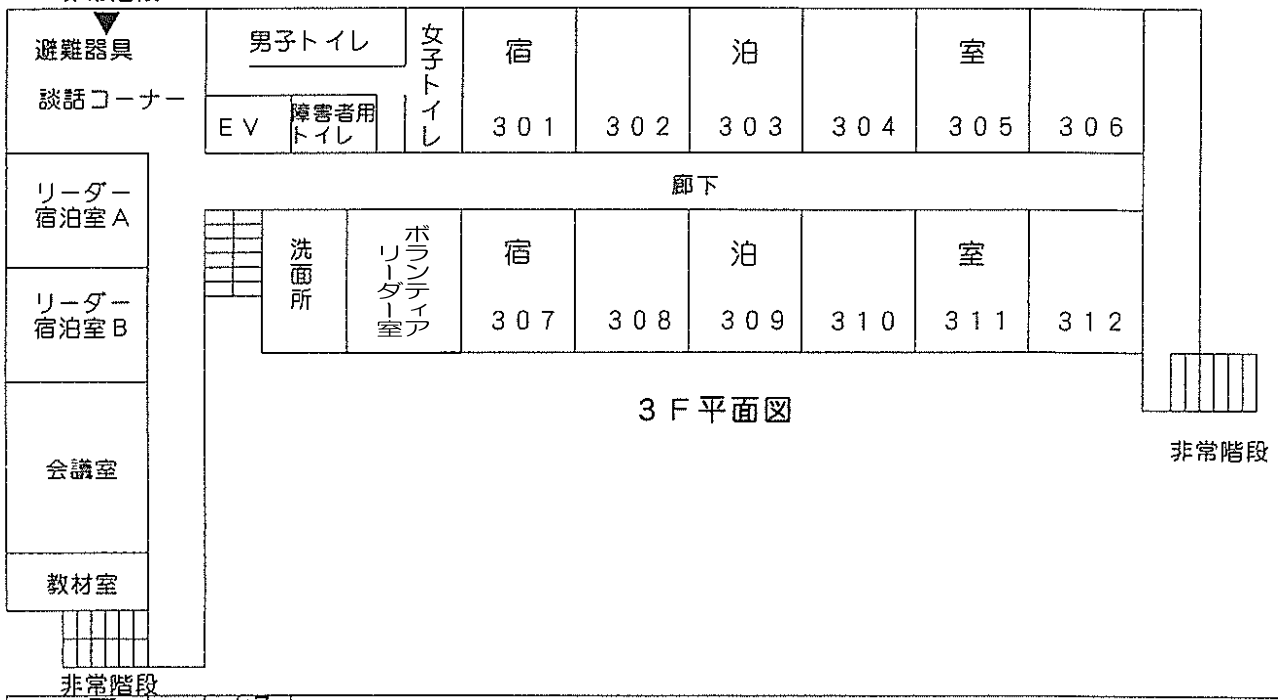
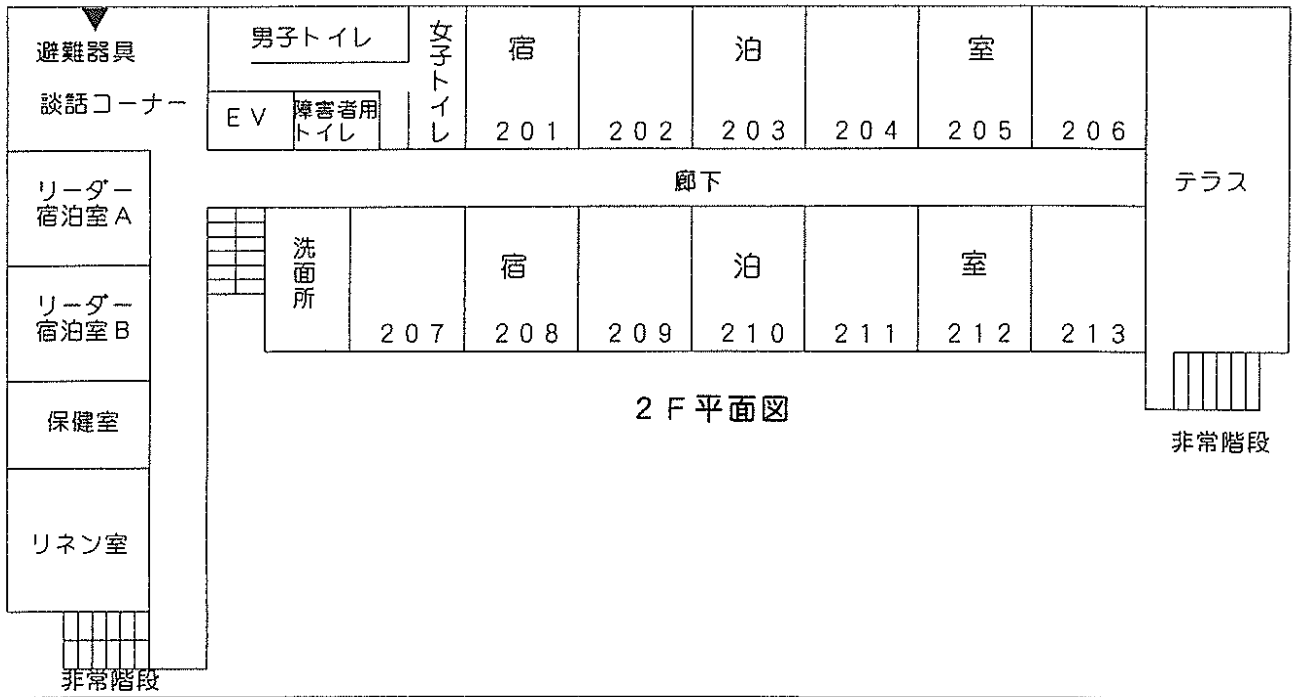
実習棟 1 F 平面図



地下平面図



1 F 平面図



# 明石市立少年自然の家 使用料一覧表

## 1 基本料金

区 分	使 用 料			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 21時まで
研修室A	600円	800円	600円	2,000円
研修室B	400円	550円	400円	1,350円
実習室	400円	550円	400円	1,350円
体育館	600円	800円	600円	2,000円
宿泊室	1人1泊につき 400円			

※野外炊飯施設、キャンプファイヤー場、スポーツゾーンは無料です

## 2 基本料金の減免および割り増し

### ①免除するとき

ア 市内の小・中学校が学校教育の一環として使用するとき

イ 市が使用するとき

### ②50%を減免するとき

ア 市内の小・中・高等学校の児童・生徒ならびにその引率者が使用するとき

イ 教育委員会が特に必要と認めるとき

### ③市外諸団体が使用する場合は50%を増した額とする

## 3 冷暖房料金

宿 泊 室	1人1泊につき 110円
研修室、実習室（暖房のみ）	1室 1時間 160円

※冷房料金徴収期間はおおむね 6月～9月

暖房料金徴収期間はおおむね 12月～3月とします

## 4 リネン料金

シーツクリーニング料	1枚 180円
------------	---------

## 5 食事料金

区 分		朝 食	昼 食	夕 食
		7時00分から 8時30分まで	12時00分から 13時30分まで	17時00分から 19時30分まで
		食事料金	中学生以下	465円
	高校生以上	465円	565円	770円

※食事については上記金額を基本とし、追加料金で別途品数、量をふやす事が出来ますので  
食堂（TSKサービス㈱ TEL/FAX 078-947-6763）とご相談ください

## 6 お支払い

- ・団体プログラムによってはキャンプファイヤー・野外炊飯時の薪使用料、クラフト材料費がかかります（クラフト材料費は別紙「プログラム一覧表」をご参照ください）
- ・宿泊料・施設使用料・リネン料・クラフト材料費・薪使用料は退所までに事務所へ、食事料金は退所までに食堂事務所へ現金でお支払いください

## 明石市立少年自然の家

### ■管理運営状況の推移

#### ①利用者数

(単位：人)

区分		H25	H26	H27	H28	H29
宿泊	市内	6,152	6,461	5,673	5,722	5,434
	市外	8,079	6,459	7,983	7,301	8,495
	計	14,231	12,920	13,023	13,656	13,929
その他施設	市内	34,478	33,144	32,895	36,217	35,450
	市外	3,933	3,367	6,007	4,195	3,789
	計	38,420	36,505	40,412	38,902	39,239
合計		52,651	49,425	53,435	52,558	53,168

#### ②使用料収入

(単位：千円)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
宿泊	5,045	4,291	4,771	5,104	5,360
その他施設	698	734	771	720	625
冷暖房費	1,042	886	996	1,217	1,214
合計	6,785	5,911	6,538	7,041	7,199

#### ③宿泊室の稼働率

区分	H25	H26	H27	H28	H29
宿泊室	19.1%	17.5%	17.5%	18.6%	19.5%

### ■近隣住民との取り決めについて

住宅が隣接する立地環境等から、現施設の管理運営に当たっては、次に掲げる事項について、近隣住民との取り決めがあります。

- ① 体育館の民家側の窓を開けないこと
- ② 利用者が、宿泊室や食堂の窓を開けることや、ベランダやテラスに出ることを禁止すること
- ③ 南芝生での活動は禁止すること
- ④ 夜間、南芝生において監視灯を一定時間点灯すること
- ⑤ 毎月、予約状況等の予定を事前に通知すること
- ⑥ 芝刈りや草刈り、薬剤散布等は事前に通知すること
- ⑦ 午後10時30分以降の入浴を禁止すること
- ⑧ 炊飯場及びキャンプファイヤー場は、午後8時30分までに完全撤収できるよう終了すること
- ⑨ ポプラやメタセコイヤは毎年剪定するとともに、桜の木は秋祭りに神輿が通行できるよう剪定すること
- ⑩ スポーツゾーンでは、サッカーゴールは所定の位置に設置するとともに、水撒きを徹底するなど、土ほこりが立たないように配慮すること



# 明石市立少年自然の家

本館宿泊棟



芝生広場・体育館



# 明石市立少年自然の家

屋外炊飯施設



スポーツゾーン

